

サイクルルートにおける 標識等案内施設整備及び管理方針(原案)

ルートの案内は、冬期の除雪によって路面標示が切削されるため、**既設道路付属物(道路標識・道路照明等)支柱への「案内看板シール」の貼り付け**を標準とする。

ただし、貼り付けスペースが十分に確保できない場合は、**既設支柱またはガードレールに別途案内看板を添架**(P4参照)するものとする。

案内地点	設置基本方針
<p>交差点</p>	<p>ルートが右左折で分岐する交差点で【予告】【分岐】【確認】の案内看板シールを双方向に設置するものとする。</p> <p>【①予告】: 交差点の300m程度手前に設置するものとする。</p> <p>【②分岐】: 左折時には交差点手前の道路付属物に、右折時には交差点の手前又は奥側いずれかの道路付属物に設置するものとする。</p> <p>【③確認】: 交差点から50m程度先に設置するものとする。</p>
<p>④単路部</p>	<p>平野部・山間部に限らず概ね5km間隔で双方向に設置するものとする。</p>
<p>⑤目的地 (経由地) 周辺部</p>	<p>目的地(経由地)の500m～5km程度手前に設置するものとする。</p>
<p>⑥ヒルクライム ルート</p>	<p>ヒルクライムルートの単路部には、ルート案内に現在地標高を併記するものとする。</p> <p>※想定しているヒルクライムルートはC-1(六十里街道区間)、C-2、C-5、C-7、C-9</p>

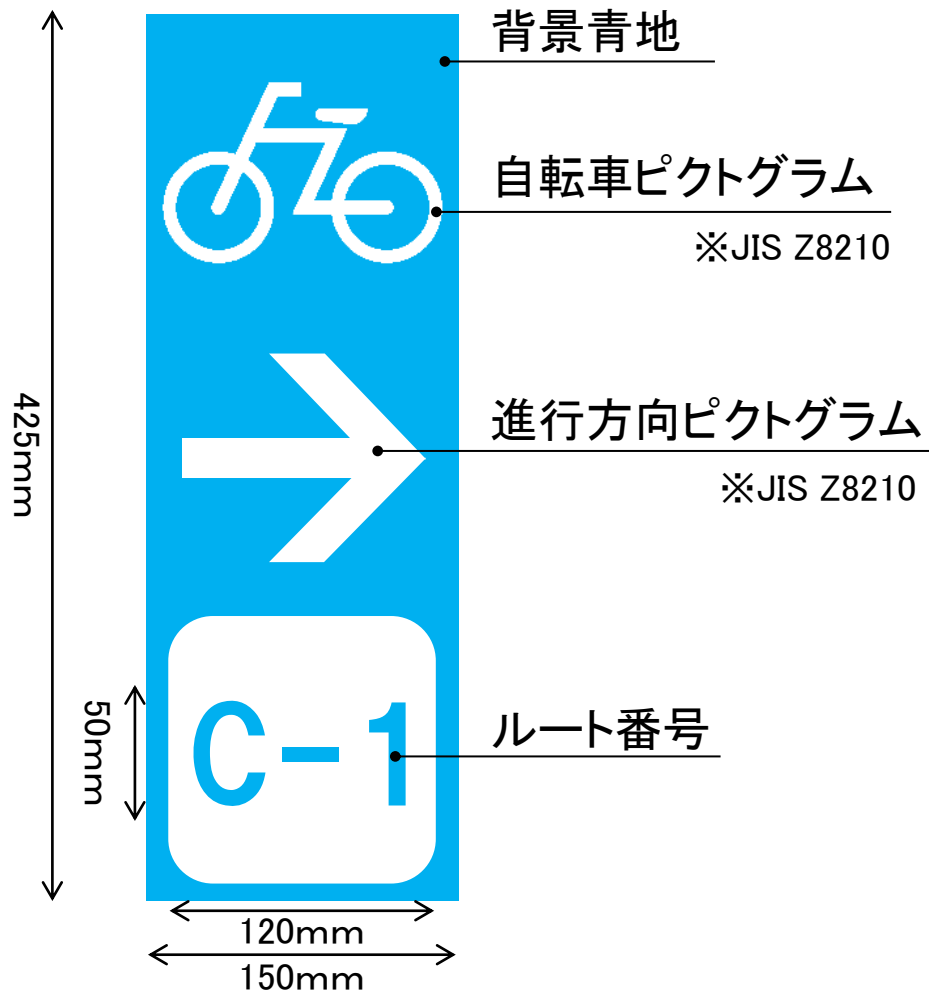
ルート案内看板(シール)は大きさ・表記内容は、下記**縦型**を標準とする。
自転車ピクトグラム、進行方向、ルート番号を表示し、さらに予告案内には**予告標識**を併記するものとする。背景色は一般的な道路標識に倣い**青色**を標準※とする。

※景観保全の観点から青色が適切でない場合は、個別に検討できるものとする。

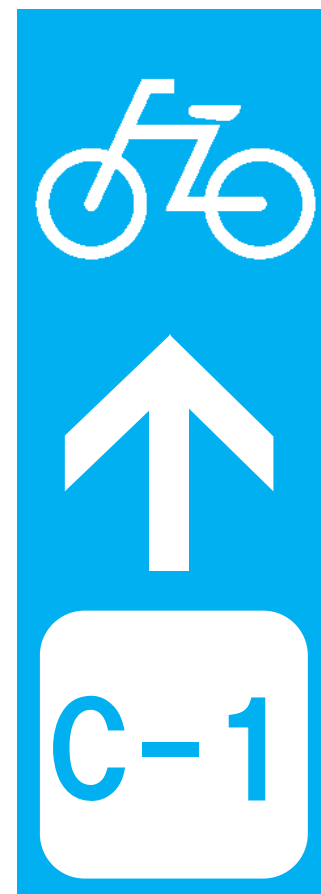
【①予告】



【②分岐】



【③確認・④単路部】



目的地(経由地)周辺部およびヒルクライムルートにおける案内看板(シール)の大きさ・表記内容は、下記を標準とする。

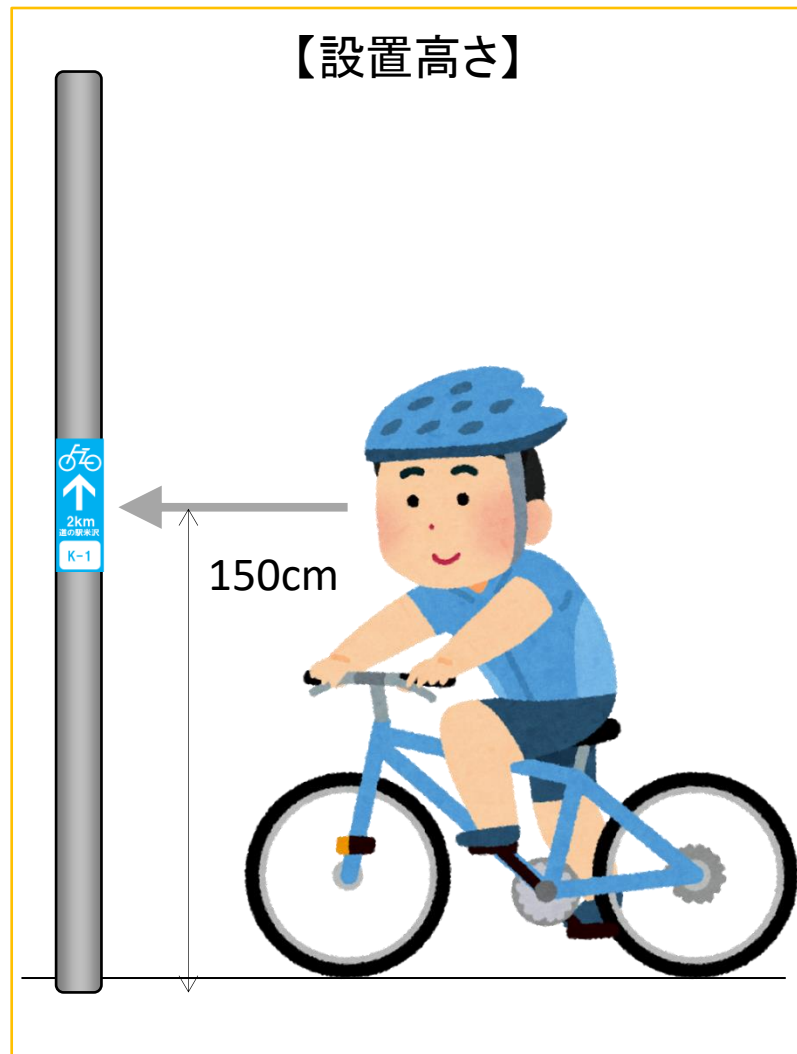
案内看板(シール)の設置高さは、サイクリストの視線高さを考慮し路面から150cmを標準とする。

【⑤目的地(経由地)周辺部】

【⑥ヒルクライムルート】



【設置高さ】



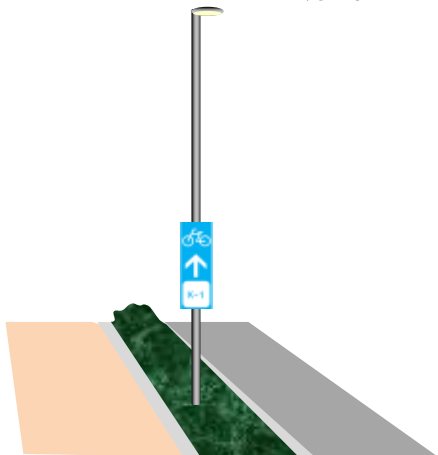
標準仕様のほか、現場状況に応じ下記の案内看板を設置するものとする。

【既設支柱添架型】

シールの貼り付けスペースが十分に確保できない場合

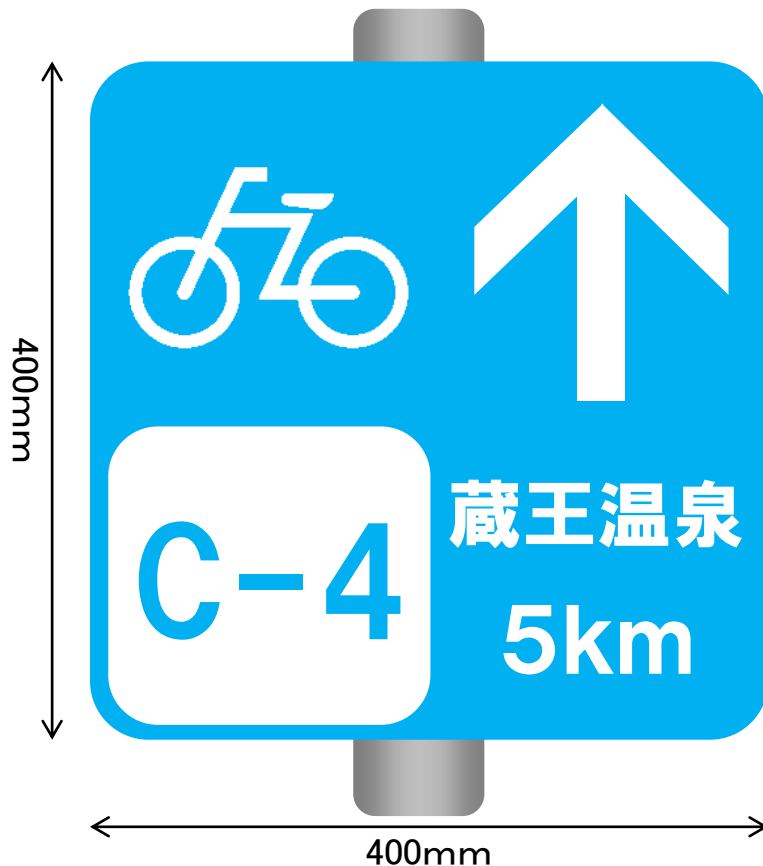


(ガードレールに添架)



(照明柱に添架)

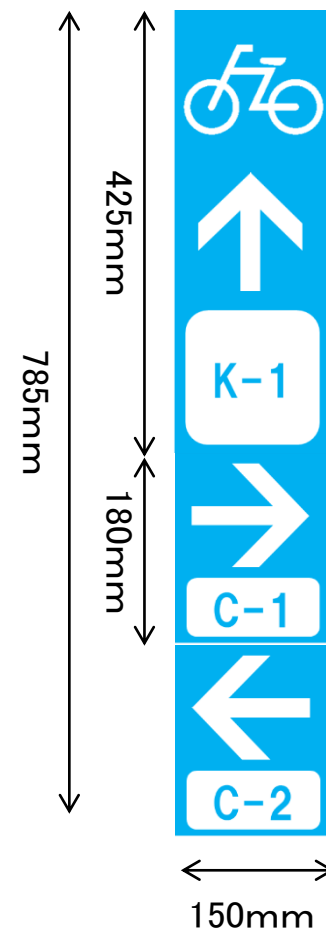
山間部で周囲の樹木等により、標準(縦型)看板の視認性確保が困難な場合



※添架できる支柱が無い場合は単独柱の設置も検討するものとする。

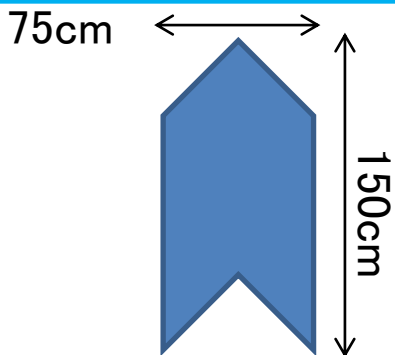
【複数分岐標示型】

複数ルートに分岐交差点の場合



車道における自転車通行位置を自転車利用者とドライバーの双方に示し、安全な走行環境を確保するため、「**矢羽根型路面表示**」を設置するものとする。

また、歩道の有無および路肩幅により、下記3パターンのおり設置するものとする。

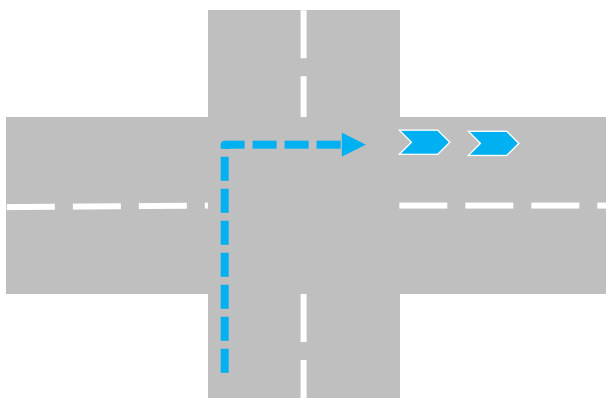


市街地を想定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(H28.7 国土交通省道路局・警察庁交通局)」を準用。色は、ガイドラインに基づき**青色**を標準とするが、景観保全の観点から適切でない場合は、個別に検討できるものとする。

配置位置	歩道なし	歩道あり	
		路肩が1.0m未満	路肩が1.0m以上
	<p>※車道外側線から車線内1.0m以上離れた位置に矢羽根の右端を設置</p>	<p>※路肩端から1.0m以上離れた位置に矢羽根の右端を設置 ※矢羽根が外側線と重なる場合には、車道外側線の下に重複させて設置できるものとする。</p>	<p>※路肩が1.0m以上の場合、矢羽根右端と外側線左端を外側線幅分(15cm)離隔させるものとする。</p>

サイクリングルート上の県管理道路においては、①主要な交差点、②急カーブの手前、③トンネルの入口手前への設置を基本とし、設置間隔は10mを標準とする。

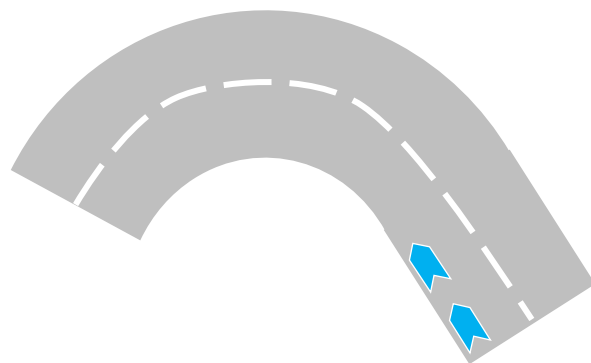
①主要な交差点



主要な交差点には、交差点の分岐後に10m間隔で矢羽根を2個以上設置

目的: ルートの分岐後、起点となる位置に矢羽根を設置し、ドライバーやサイクリストにルートが始まることを意識付ける

②急カーブ内側



急カーブ内側の手前には、前後の状況※に応じて、10m間隔で矢羽根を2個以上設置

※視距がない山間部の上り区間を想定

目的: 急カーブでは自動車が内側に寄って通行する場合や、見通しが効かない場合が多いため、ドライバーに注意喚起を促す

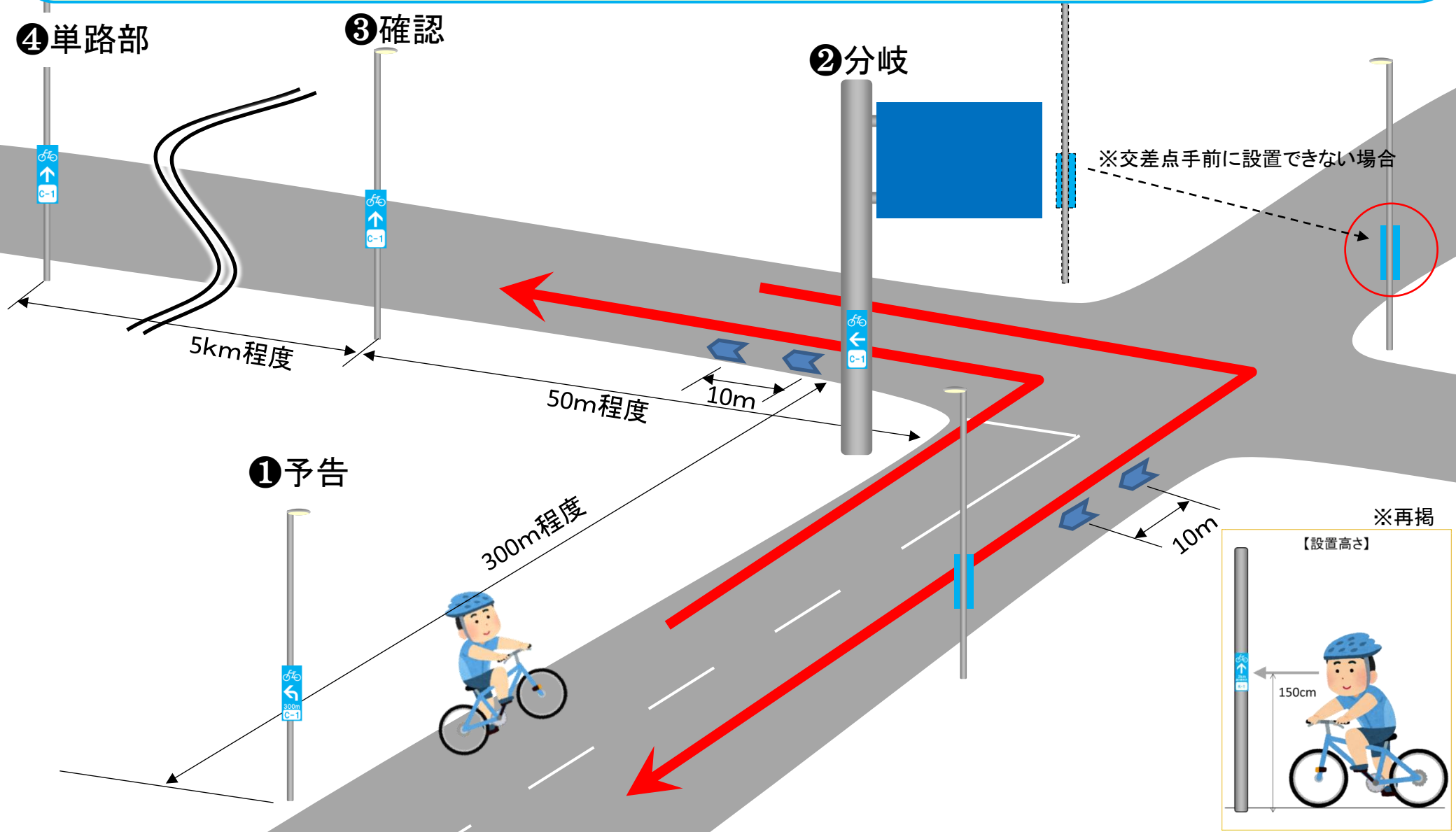
③トンネルの入口



トンネル入り口手前には、10m間隔で矢羽根を2個以上設置

目的: トンネルは路肩が狭い箇所が多く、暗いため、ドライバーに注意喚起を促す

ルート of 双方向で案内看板(シール)、矢羽根を設置する。



K-1ルートのうち、道の駅「川のみなと長井」～道の駅「あさひまち」間の設置シミュレーションは以下の通り。



■道の駅「川のみなと長井」 → 道の駅「あさひまち」

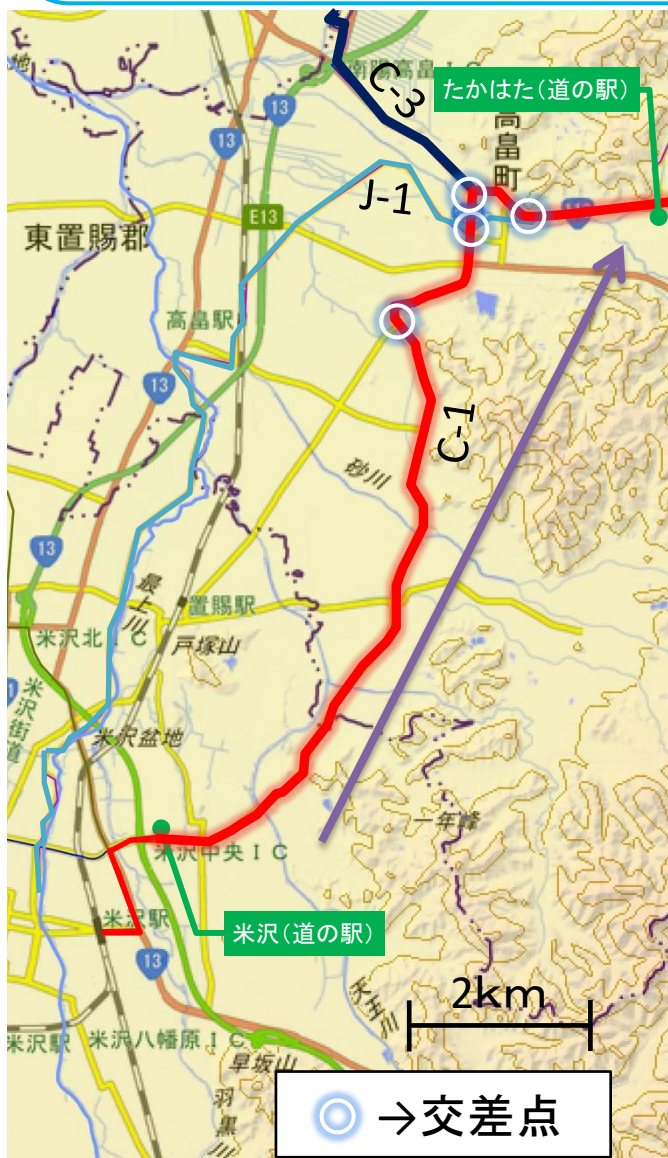
路線名	路線距離 (km)	ルート案内看板(基)					矢羽根 (箇所)
		予告	分岐	確認	単路	目的地	
(国)287号	17.4	1	1	2	3	1	2
(一)深山下山線	0.5	1	1	1			1
(主)長井大江線	8.9	3	3	3	1		3
(一)勸進代舟場線	3.8	1	1		1		
(国)287号	0.5			1		1	1
計	31.1	6	6	7	5	2	7

■道の駅「あさひまち」 → 道の駅「川のみなと長井」

路線名	路線距離 (km)	ルート案内看板(基)					矢羽根 (箇所)
		予告	分岐	確認	単路	目的地	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	31.1	6	6	7	5	2	7

案内看板52基 矢羽根14箇所(28枚)

K-1ルートのうち、道の駅「米沢」～道の駅「たかはた」間の設置シミュレーションを以下に示す。



■道の駅「米沢」 → 道の駅「たかはた」

路線名	路線距離 (km)	ルート案内看板(基)					矢羽根 (箇所)
		予告	分岐	確認	単路	目的地	
(国)113号	2.4	1	1	1		1	1
(国)399号	1.1	1	2				
(主)米沢高島線	11.6	1	1	2	2	1	2
計	15.1	3	4	3	2	2	3

■道の駅「たかはた」 → 道の駅「米沢」

路線名	路線距離 (km)	ルート案内看板(基)					矢羽根 (箇所)
		予告	分岐	確認	単路	目的地	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	15.1	3	4	3	2	2	3

案内看板28基 矢羽根6箇所(12枚)

道路標識台帳の様式を準用し、**自転車ネットワーク案内標識台帳**で一元管理を行う。

【参考：道路標識台帳】

道路標識台帳

台帳番号	路線種別	路線名	設置場所	備考				
5/	国道	458号線	上山市河崎 地内	道路台帳NO. ()				
標識種別	標識板寸法	支柱形式	金 高	支柱形式	支柱 梁	標識版	反射方式	基礎形状
	40×24 m	A-II型	500 m		406.4×24.4	190.7×5.3	7.6:1.1=2.1	37.5×10.5/2
番号	標識版	施工業者	設置年(月)	履歴	内 容			
1			昭和4年12月	区川工建	河崎南陽バス停留所			
2								
3								

特記事項:

位置図

平面図

遠撮

近撮

レイアウト図

略 図

- 管理項目**
- 台帳番号
 - 路線種別(ルート番号)
 - 設置箇所
 - 設置方式
 - 設置歴
 - 位置図
 - 平面図
 - 遠撮
 - 近撮
 - レイアウト図
 - 略図

県管理の自転車道3路線*について、路面状況の酷い箇所を中心に修繕を行うとともに、**自転車道の両端にブルーラインを設置**する。

* J-1:米沢県南公園自転車道線、J-2:間沢寒河江山形自転車道線、J-3:立川鶴岡自転車道線

間沢寒河江山形自転車道線



昭和59年に完成後、大規模な改修なし

※社会資本整備総合交付金(広域連携)事業にて修繕対応中



整備例

自転車道の両端にブルーラインを表示した事例

出典:和歌山県自転車活用推進計画